

国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項(西部建設事務所管内【東ブロック】)

広島県の2020年度取組事項				「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H31.1改定)						
黒字:継続実施(取組方針に追加) 赤字:新規実施(取組方針に追加) ◎施策 ○情報共有 ◇調査・検討		主体	時期	実施する施策	2019年出水期以降の取組(河川部分のみ)					
◎出水期前に毎年減災対策協議会を開催し、取組状況のフォローアップ及び取組方針を適宜見直す ○協議会の概要及び取組事項等をHPで公表	国 県 市町	出水期前 (HPは随時)	・大規模氾濫減災協議会等の設置	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成員の変更が生じた場合等、適宜、「地域の取組方針」を見直し。 ・協議会等を適宜開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直し。 ・協議会等の場を活用して取組内容等についてホームページ等で公表。 ・引き続き、協議会で関係機関の取組をフォローアップし、ハード・ソフト対策を推進。 						
(1)計画的かつ着実な河川整備										
①「ひろしま川づくり実施計画2016」に基づく河川整備										
◎河川改修事業の計画的な実施 ◎ <u>越水しても堤防決壊までの時間を少しでも延ばすため、堤防天端をアスファルト舗装等で防護する対策を実施</u>	県	隨時	・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <p>2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。</p> <p><国管理河川>約30河川 <都道府県管理河川等>約130河川</p>						
◎氾濫による危険性が特に高い等の区間における樹木・堆積土砂等の撤去を実施中	県	実施中	・早期復興を支援する事前の準備	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間ににおいて、堤防強化対策等を概成。 <国管理河川>約70河川 <都道府県管理河川等>約50河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 <国管理河川>約140河川 <都道府県管理河川等>約2,200河川 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・民間企業による水害対応版B C P策定を促進するため「水害対応版B C P策定の手引き(仮)」を作成・公表。等 						
◎河川管理施設整備を実施中	県	実施中	・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに優先的に整備が必要な区間約1,200kmを整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。 						
②「河川内の堆積土等除去計画」に基づく適切な維持管理										
◎氾濫による危険性が特に高い等の区間における樹木・堆積土砂等の撤去を実施中	国 県	実施中	・多数の家屋や重要施設等の保全対策	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 <国管理河川>約140河川 <都道府県管理河川等>約2,200河川 ・関係者が連携して、対策後における継続的な維持管理が可能な体制を構築。 						
③近年の浸水被害に対する治水対策の推進										
◎H30.7豪雨により被災した排水機場の耐水化を実施済	県	—	・排水設備の耐水性の強化	<p>【下水道・国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所(水密扉の設置等約10箇所)、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。 						

国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項(西部建設事務所管内【東ブロック】)

広島県の2020年度取組事項				「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H31.1改定)				
黒字:継続実施(取組方針に追加) 赤字:新規実施(取組方針に追加) ◎施策 ○情報共有 ◇調査・検討		主体	時期	実施する施策	2019年出水期以降の取組(河川部分のみ)			
<p>◎平成30年7月豪雨で異常洪水時防災操作を行った県市の野呂川ダムでは、必要となる洪水調節容量及び河道配分流量を決定の上、土砂や流木の対策も併せて水系の抜本的な改修を実施することとしている。</p> <p>◎「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、県管理ダムにおいては、治水協定を締結し、順次運用を開始。</p>		県	随時	・ダム等の洪水調節機能の向上・確保	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 <国管理>約20ダム <県管理>約10ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。 			
<p>◎排水ポンプ車の全県的な運用</p> <p>○排水ポンプ車の増設や排水機場等の改修予定について協議会等で情報提供</p> <p>◎重要施設の浸水被害を防止するため、排水ポンプ車の増備、排水機場のポンプ増設、河道掘削を実施中</p>		県	随時	<p>・排水施設、排水資機材の運用方法の改善</p> <p>・重要インフラの機能確保</p>	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。 <p>【国管理河川(高規格堤防実施区間)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿川の地方公共団体や民間事業者等との情報交換を十分に行い、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案する取組を実施し、新規着工に向けた調整・検討。 <p>【下水道・国・都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される約200地方公共団体及び約100河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ・予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除方策を関係機関で連携して検討し、順次実施。 			
<p>◎樋門・水門等の緊急時の操作及び体制の確認</p>		県 市町	随時	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を順次実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。 <p>【電力供給停止時の操作確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 <p>【国管理河川】約30ダム、排水機場等 約30台</p>			
<p>◎大規模停電時の電力喪失のあるダム(予備発電機の運転可能時間が72時間未満のゲート操作を行うダム)について、予備発電機の運転可能時間を延伸するよう改良(野呂川ダム、椋梨ダム)</p>		県	随時	・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 			
<h2>(2)適切な避難勧告等の発令</h2>								
<h3>①水害対応タイムラインの作成</h3>								
<p>◎水防等連絡会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認し、課題の抽出及び見直しを検討</p>		県 市町	出水期前	・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに、全ての対象市町村において水害対応タイムラインを作成。 			
<p>◎国の実施する多機関連携型タイムラインに参加</p> <p>○国が作成している多機関連携型タイムラインについて情報提供を実施。</p>		国 県 市町	随時	・多機関連携型タイムラインの拡充	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行実施の状況等も踏まえ、必要に応じて「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」にブロックタイムライン策定の考え方を反映させるなどの見直しを実施。 ・主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。 			

国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項(西部建設事務所管内【東ブロック】)

資料1

広島県の2020年度取組事項				「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H31.1改定)			
黒字:継続実施(取組方針に追加) ◎施策 ○情報共有 ◇調査・検討		主体	時期	実施する施策		2019年出水期以降の取組(河川部分のみ)	
②避難計画の確認・見直し							
○国管理河川における広域避難体制の構築についての先行事例などの情報を共有 ◇水害リスク情報を踏まえた広域避難体制の構築に向けた検討	国 県 市町	随時	・隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	【国・都道府県管理河川共通】 ・各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会等の場を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 ・また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 【国管理河川】 ・2020年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 【都道府県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。			
○応急的な避難場所として、商業施設や高層ビル等を活用している市町の事例を情報共有	市町 (国) (県)	随時	・応急的な退避場所の確保	【国・都道府県管理河川共通】 ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。 ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場を通じて情報提供。			
○災害拠点機能確保について情報共有	市町 (国) (県)	随時	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。			
◇水防計画書の公表による情報共有	市町 (県)	随時	・浸水被害軽減地区の指定	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。			
③洪水時におけるホットラインの構築							
○減災対策協議会や水防等連絡会においてホットライン等の連絡体制を確認し、必要に応じたホットラインの実施方法等の見直し	県 市町	出水期前	・洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)	【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。			
○ダムホットラインの導入	県 市町	随時	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理435ダムのうち、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。			
⑤想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成							
○水防等連絡会において洪水ポータル等による洪水時の河川水位情報や洪水浸水想定区域等の確認方法を周知	県 市町	出水期前	・水害危険性の周知促進	【都道府県管理河川】 ・2021年度を目指し、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知)。 ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。			
○洪水浸水想定区域図を県の洪水ポータルにおいて公表 ○洪水浸水想定区域図のポータルサイトである「浸水ナビ」へ順次登録	県	随時	・避難計画作成の支援ツールの充実	【都道府県管理河川】 ・県管理河川において、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図について公表に合わせ、浸水ナビに順次実装。 ・2020年度までに、約1500河川について実装。			
○想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が未作成の河川について、2020年度末までに順次指定・公表	国 県	随時	・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。 <国管理>2019年度までに約100ダムで実施。 <都道府県管理>2020年度までに約200ダムで実施。 【都道府県管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が未作成の約150河川について、作成・公表。 ・毎年、協議会において、作成・公表実施状況を確認。			

国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項(西部建設事務所管内【東ブロック】)

資料1

広島県の2020年度取組事項				「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H31.1改定)						
黒字:継続実施(取組方針に追加) ◎施策 ○情報共有 ◇調査・検討		主体	時期	実施する施策		2019年出水期以降の取組(河川部分のみ)				
⑥水害ハザードマップの作成										
○新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を指定した場合、関係市町に対して速やかに情報提供	国 県	随時		・ハザードマップの改良、周知、活用		【国・都道府県管理河川、砂防共通】 <ul style="list-style-type: none">・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 <ul style="list-style-type: none">・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。				
◎想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に対応したハザードマップの作成	市 町									
⑦水位情報の提供										
◎危機管理型水位計及び河川監視カメラを順次整備し、協議会にて進捗状況を報告	県	出水期前		・洪水予測や水位情報の提供の強化		【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none">・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none">・道府県管理435ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、関係機関との調整を実施し、調整が整ったダムから順次、対策を実施。 <危機管理型水位計> 【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none">・協議会等の場を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 (2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約5800箇所に設置)<河川監視カメラ(既存)の監視機能の強化> 【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none">・72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ(公開、夜間監視が可能)の対策を順次実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置) <河川監視用カメラ> 【国・都道府県管理河川共通】 <ul style="list-style-type: none">・アリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるアリティーのある災害情報の積極的な配信。 【国管理河川】 <ul style="list-style-type: none">・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約1,700箇所設置) 【都道府県管理河川】 <ul style="list-style-type: none">・協議会等の場を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。(2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約2,000箇所設置)				
⑧河川監視用カメラの設置										
(再掲) ◎危機管理型水位計及び河川監視カメラを順次整備し、協議会にて進捗状況を報告	県	出水期前		・洪水予測や水位情報の提供の強化	(2) ⑦参照					
(3)水防活動の効率化・水防体制の強化										
②河川管理者と市町による堤防の合同点検										
◎県と市町が合同で危険箇所等の点検を実施	県 市 町	出水期前		・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	【国・都道府県管理河川共通】 <ul style="list-style-type: none">・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。					

国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項(西部建設事務所管内【東ブロック】)

資料1

広島県の2020年度取組事項				「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H31.1改定)			
黒字:継続実施(取組方針に追加) 赤字:新規実施(取組方針に追加) ◎施策 ○情報共有 ◇調査・検討		主体	時期	実施する施策	2019年出水期以降の取組(河川部分のみ)		
③関係機関が連携した水防訓練							
◎出水期前に県市町職員を対象とした水防工法講習会の会場として活用	県 市 町	出水期前	・河川防災ステーションの整備	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。			
◎水防工法講習会の実施(今年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止)	国 県 市 町	出水期前	・水防訓練の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。			
④水防資機材の情報共有及び相互支援							
◎地域の防災リーダーを対象に土砂災害に対する研修を実施し、地域防災力の向上を図る	国 県	出水期前	・地域防災力の向上のための人材育成	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。 ・支援結果について協議会等の場で共有。			
○水防関係者間での連携、協力について、協議会等における情報共有	国 県 市 町	出水期前	・水防関係者間での連携、協力に関する検討	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、必要に応じて関係者の協力内容等について検討・調整し改善を図る。			
○各機関の水防資機材の保管状況について、協議会等における情報共有	市町 (国) (県)	出水期前	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。			
⑥水防に関する広報の充実							
○水防団の募集や活動状況をHPに掲載	国 県 市 町	随時	・水防に関する広報の充実(水防団員確保に係る取組)	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに、必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。			
(4) 平時からの住民への避難行動等の周知							
②水害ハザードマップの周知							
○洪水浸水想定区域は「洪水ポータルひろしま」で、高潮浸水想定区域は「高潮・津波災害ポータルひろしま」で指定・公表したものを随時公開 ○洪水浸水想定区域図のポータルサイトである「浸水ナビ」へ順次登録	県 市 町	随時	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【都道府県管理河川等】 ・公表及び掲載用データの整備が完了した都道府県管理河川浸水想定区域(想定最大規模)、高潮浸水想定区域、内水浸水想定区域等を掲載。			
③要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する支援							
○講習会プロジェクトにより、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援	国 県 市 町	浸水想定区域 図公表済市町 より順次	・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 【国・都道府県管理河川共通】 ・全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。			
④住民参加による避難訓練							
○広島県総合防災訓練及び各市町の防災訓練への住民参加を促進	国 県 市 町	出水期前	・避難訓練への地域住民の参加促進	【国・都道府県管理河川、砂防共通】 ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。			

国の緊急行動計画に対応する2020年度取組事項(西部建設事務所管内【東ブロック】)

資料1

広島県の2020年度取組事項				「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H31.1改定)				
黒字:継続実施(取組方針に追加) 赤字:新規実施(取組方針に追加) ◎施策 ○情報共有 ◇調査・検討		主体	時期	実施する施策	2019年出水期以降の取組(河川部分のみ)			
⑤防災情報の周知								
○SNSを活用した水位情報の発表 ○水防等連絡会において問合せの多い用語についてまとめたものを配布	県	随時 出水期前	・ICT等を活用した洪水情報の提供	【国・都道府県管理河川共通】 ・施策の進捗状況のフォローアップと改善を行うため、全体会議を年2回開催。 ・点検会議における結果を踏まえ、必要に応じて用語や表現内容を見直し。 ・防災情報に対し、二次元コード、ハッシュタグなどを活用し、災害時にテレビ、新聞などの放送メディアからネットメディアに誘導する取組を実施。				
○広島県防災webにて、水害・土砂災害の危険レベル情報を発信	県	随時	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	【国・都道府県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、これまで別々に管理されてきた水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムによる情報提供を開始。				
○ダム放流会議において、地元自治体・消防・警察等の防災関連機関に効果や機能についての情報提供を実施 ◎見学会や出前講座などにおいて、ダムに関する説明を実施	県	出水期前	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実施。 【国管理河川】 ・国及び水機構管理123ダムのうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、2019年度までに実施。 【都道府県管理河川】 ・道府県管理ダム435のうち、洪水時の操作に関するわかりやすい情報提供が必要なダムは、関係機関と調整し、調整が整ったダムから順次実施。				
◎不動産関連事業者に対して、研修会等の場において水害リスクに関する説明を実施	国 県	随時	・適切な土地利用の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して災害危険区域指定等に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。				
⑥避難行動等の周知								
◎出前講座の継続的な実施	県	随時	・防災教育の促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・2019年出水期までに実施することが困難な学校に対しては、2019年度中に避難確保計画を作成し、2020年度の年間計画に避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施について定めるよう通知を発出。また、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。 ・避難確保計画策定にあたっての課題を把握し、計画策定の手引きを改訂。 ・引き続き、国の支援により作成した指導計画等を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川の全て協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。				
○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進	県	出水期前	・共助の仕組みの強化	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。				
◎「ひろしまマイ・タイムライン」の作成及びその活用促進	国 県 市町	出水期前	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	【国・都道府県管理河川共通】 ・モデル地区の結果を踏まえ、2020年度までに市町村向けの実施要領等を作成するとともに全国展開の方策について検討。				
⑦浸水実績等の周知								
◇水害統計など、出水期後に浸水実績の共有	国 県 市町	出水期後	・浸水実績等の周知	【都道府県管理河川】 ・毎年、協議会等の場において、毎年、年度末等の状況を確認・共有。				
○市町が所有する過去の浸水被害の情報やその活用方法にて情報共有	国 県 市町	出水期前	・災害リスクの現地表示	【国・都道府県管理河川共通】 ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。				